

第1章 創立と初期の経営

第1節 創立までの経緯

1. 創立の請願

楠本県令の尽力 先に述べたように、明治維新政府は、明治5年11月、国立銀行条例を制定し、銀行制度の移植とその発展をはかったが、この条例に基づいて開業した国立銀行は、全国でわずか4行にすぎなかった。当行は、この数少ない草創期の国立銀行の一つである。

国立銀行といっても官営の銀行ではなく、純然たる民間銀行であったが、その成立に当たって国家が勸奨を行ない、運営についても、手厚い保護と監督を加えたことはいうまでもない。当行の場合も同様であるが、とくに草創期においてはその感が深い。そこでまず、当行創立までの状況をみることにしよう。

当行創立の請願が行なわれたのは明治6年2月であるが、創立に当たっては、新潟県令楠本正隆の勸奨と努力に負うところが大きかった。

楠本は、国立銀行条例が公布されるや、さっそく管内の「富豪を招致して趣旨を説述¹⁾」¹⁾、銀行の設立を勧めた。そのときの演説のなかに、次のような一節がある。

「物産の繁殖、農工商業の振興を企図し、此条例によりて銀行を創立し、勉めて愛国報恩を謀らば、上下の福祉を得るのみならず、各自も亦其資金を擁護し、且つ収益を増加すること多かるべし。……銀行の元金高、各自の割合高および組織の方法に至りては、松平参事に依託し置き

たれば、然るべく熟議を遂げ、他府県に先だって速かに創立せんことを切望す。」²⁾

このように、楠本が、いち早く銀行の創設を首唱するに至った事情については、必ずしも明らかではない。しかし楠本が、当時、まったく衰微していた新潟為替会社に見切りをつけ、これに代わるような貸金会社を設立する計画を進めていたことは、種々の史料から明らかである。³⁾そうした企画をいただいていた楠本が、条例発布を契機に、中央政府の意を体するとともに、自らの経綸を生かし、新潟地方の商業・物産の振興をはかるため、当行の設立に大いに尽力したのも当然といえよう。

(注) 1), 2) 稿本『第四銀行六十五年史』第2巻。

3) 『第四銀行史』(行員片桐道宇が明治43、44年ごろ記述した未定稿) および広井一著『明治大正北越偉人の片鱗』(昭和4年北越新報社刊)。

設立発起と認可 県令の勧めにこたえて、当行の設立に協力し中心となって準備を進めたのは、鈴木長蔵ら新潟在住の商人たちであった。明治6年3月に新潟県出張所が紙幣寮にあてた銀行設立に関する進達書には、「当県下新潟町商人共ヨリ……国立銀行結社仕度段願書進達」とあるし、また、発起人には、新潟為替会社の頭取を勤めた鈴木長八、本間新作や、村田吉左衛門

の一族である村田吉蔵が加わっている。開業当初、行務に携わった斎藤喜十郎も、新潟



稿本『第四銀行六十五年史』と片桐道宇編『第四銀行史(第四国立銀行沿革誌稿)』



鈴木長蔵

為替会社に関係した1人である。

これらの人たちは、為替会社の失敗を経験して、より基礎の安定した金融機関が設立されることに賛同し、当行の創設に尽力したものである。

他の発起人は、前述のとおり有力な地主で、千町歩地主として知られる市島、白勢、両田巻家などであった。大きな資力と信望を有していたこれら大地主が、発起人に加わったこともまた、当行設立の原動力となったのである。

設立発起人とその株式引受け数は、次のとおりである。

			(当初引 受け予定)
市島徳次郎(先代)	蒲原郡水原町	地主	65株 (100株)
白勢 長衛	〃 金子新田	地主	65 (100)
田巻三郎兵衛	〃 田上村	地主	50 (67)
田巻丈七郎	〃 〃	地主	50 (67)
佐藤伊左衛門(先代)	〃 下条村	地主	50 (66)
鈴木 長八(先代)	〃 新潟港	大問屋	30 (40)
村田 吉蔵	〃 〃	大問屋	30 (35)
小林美登里	〃 俵柳村	地主	30 (35)

(余録)

貸金会社の構想

未定稿の『第四銀行史』および『明治大正北越偉人の片鱗』は、新潟県令楠本正隆の貸金会社設立の構想について、次のように伝えている。

楠本は、かねてから殖産興業のため貸金会社を興し、東京と北海道に支店を置いて、北海道の開拓事業にも融資するという構想をもっていた。そのため、明治5年8月ごろ、自己の信頼する、新潟町の回船問屋で戸長の地位にあった鈴木長蔵に命じて、北海道開拓使庁に調査におもむかせた。

この計画は、現地の忠告もあって、いったんとりやめとなったが、同年10月に民費例規が定められ、民費の余剰金を積立てて利殖をはかることが急務となったため、楠本は各地に役人を派遣して、富豪に出資を勧めていた。折しも、11月に国立銀行条例が公布されたが、楠本は鈴木とともに条例を研究し、国立銀行が、為替会社に比較してはるかに近代的な制度であることを知り、ここに貸金会社設立の構想は、一転して国立銀行の創設に切替えられたのである。

桜井 勘蔵	蒲原郡新潟港	商人	30	(30)
高橋 栄蔵	〃 〃	輸入販売業	30	(30)
田辺 忠蔵	〃 〃	検断職, 薬種業	30	(30)
本間 新作	〃 下新村	地主	30	(30)

県令の命を受けた松平参事は、これらの発起人など、県下の有力者と協議を進めた。そして、資本金は、1株100円の株式3,000株を募集して30万円とし、発起人は、30株以上を引受けて取締役としての資格をもつことにし、その他は、戸長などの協力を得て資力のある者を勧誘する計画を立てた。

ところが、この株式を「官の御用金又は冥加金の申付けかと誤解し、利息は要らぬ故、割合を少なくして欲しい、などと歎願する輩もあり¹⁾」、株式募集はきわめて難航した。そこで、資本金を20万円に縮小することにして、明治6年2月に設立願を提出し、同年5月31日付で認可を受けた。

この出願は、第一、第二国立銀行に次いで第3番目であったが、4月に第三国立銀行の出願が行なわれ同月末認可になったため、当行には、これに次いで、第四国立銀行と称すべき旨を指示する下記の認可書が下付された。

書面銀行創立之義願之通承届候条名称者第四国立銀行与相唱可申開業之
義者追而可及差図候事

明治六年五月三十一日

紙幣頭 芳川 顯 正

記

一 其社於而発行可致銀行紙幣内訳各種之員数銀行成規ニ掲載有之紙幣
注文書式之通り相認早々可差出事、但右紙幣種類ハ式拾円、拾円、
五円、弐円、壹円之五種ニ限ル尤五円以下之紙幣ハ総高之五割ヲ超
過スヘカラス

一 其社於而相用社印類雛形ヲ以早々可伺出事

一 株主募集之上創立証書並定款早々可差出事

右 之 通

明治六年五月三十一日

紙 幣 寮

(注) 1) 稿本『第四銀行六十五年史』第2巻。

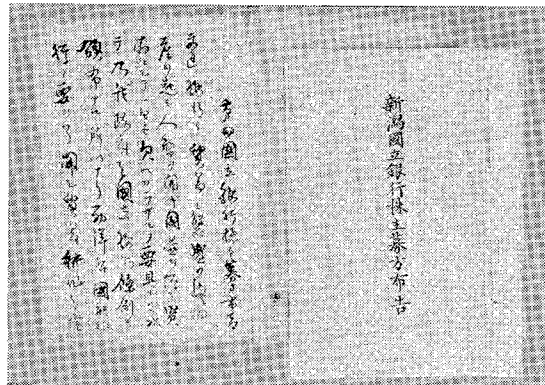
2. 第四国立銀行の創立

株式の募集 国立銀行の設立が許可されると、ただちに第1大区（現、新潟市）住吉町の松浦久治別邸に創立事務所が設けられ、仮会社と称した。次いで、株式募集期間は明治6年7月15日から9月15日までと定められ、「県治報知」と「東京日日新聞」に株式募集広告が掲出された。その広告は、条例に定められていたためになされたもので、実際には、これによる応募が期待されていたわけではなかった。

株式の募集にはかなりの困難があったので、県は自ら管内会所の予備金3,000円をきょ出して30株の株主となり、一般に対して範を示した。同時に戸長などを督励して、ときには「権柄づくでの威庄」¹⁾により株式の引受けを慫慂した。

折よく、柏崎県が新潟県に併合されて、県令の威令が、頸城、魚沼、古志、刈羽、三島郡にまで及ぶようになったので、株式募集も進捗の度を速めた。そして、6年9月15日の締切り時には、当初の予定額を1万6,000円超過して、21万6,000円の応募を得ることができた。

この株式応募超過分については、同年10月23日に開かれた第5回発起人集会で協議した結果、資本金を応募額どおり増額することになった。同時に、創立総会を11月2日に開催すること



株主募方布告

が決定した。

当行の株式の応募者は353人の多数にのぼったが、他の国立銀行はこれと著しく異なり、巨商によって設立され、その株主数は第一71人、第二29人、第五29人ときわめて少なく、1人当たりの出資も巨額に達している。この相違は、当行の株主の大多数が、県令の強い懇請により受動的に出資したことに起因するものであろう。そのため、当行は多数の地主と商人の寄合世帯的な性格を帯びることになり、それが、開業後の銀行運営にも持ち越されたものと考えられる。

(注) 1) 稿本『第四銀行六十五年史』第2巻。

創立総会の開催 明治6年11月2日、予定どおり創立総会が開かれた。この総会において、株金の半額払込みが完了し、役員を選任、定款の決定、創立証書の作成が行なわれた。国立銀行条例成規の雛形に準じてつくられた定款の第7条「此銀行ハ創立証書ニ調印シタル日ヨリ之ヲ永続スベシ」の定めにより、この日をもって第四国立銀行が誕生したのである。

(余録)

銀行回状

当行創業当時、株主にあてて発した回状や廻文が、二宮家（北蒲原郡の大地主）に残されている。その一つは、明治7年2月21日付のもので、開業検査のため大蔵省の係官が到着したことと、同年3月1日に開業する旨を伝えたものである（写真左）。表紙に「海老瀬村始め」（蒲原郡の地名）と記されており、次葉には、次のような伝達経路が記入されている。

海老瀬村	高橋 太郎殿	
濁川村	真島桂次郎殿	
〃	近藤 善次殿	
西菱口村	那須野与次兵衛殿	廿六日拝見仕候、右同人義他行ニ付、帛次第申聞ス可候也
道賀新田	竹内 庸作殿	三月一日午前十時二宮へ送ル
蓮濁奥野	二宮 孝順殿	
五十公野村	島津九右衛門殿	廿七日午後一時大倉へ送ル
新発田町	大倉 定七殿	
〃	相馬一二郎殿	廿六日午後六時五分到着六時十分白勢ニ送ル
〃	白勢 類内殿	廿七日午前十時安倍へ送ル

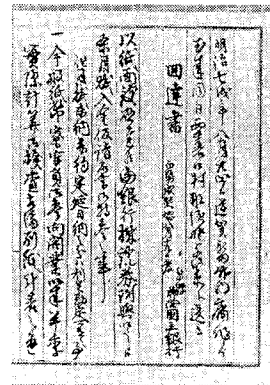
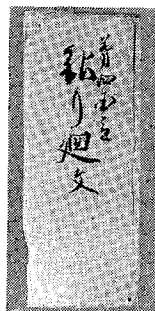
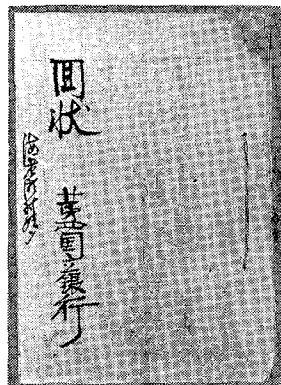
なお、同日付けで紙幣寮あてに作成された「第四国立銀行役人上任報告」によれば、頭取は市島徳次郎と白勢長衛の2人、副頭取は西脇清一郎、取締役は田巻三郎兵衛、佐藤伊左衛門、鈴木長八、村田吉蔵、本間新作の5人、支配人は白勢彦次郎となっている。

3. 開業免状の下付

却下された資本金増額 創立総会は滞りなく終わったが、次いで開業免状下付の手続きをとるに際し、資本金の増額却下と頭取の変更という、二つの問題が発生し、免状の下付は遅延することになった。本間新作、鈴木長蔵の両人は、当時いずれも満28歳の若年であったが、発起人集会の決定により、在京委員として明治6年10月に上京し、資本金増額の折衝に当たるとともに、紙幣寮翻訳課で銀行簿記の習得に努めた。

新 発 田 町 安倍 栄造	廿七日午前十一時〇〇=相廻シ
〃 白勢 成熙	廿七日午前八時類内殿相廻シ

また、明治9年国立銀行条例改正の際、あらためて創立証書を作成するため、参集するよう依頼した同年9月15日付の廻文(写真中)もあり、現存している唯一の第1回決算書類である「第1回半季計表」(写真後出)も、「回達書 白勢成熙始 八月十九日発 新潟第四国立銀行」と記された回状のうちの一葉である(写真右)。新潟では明治5年、新潟一等郵便役所が設けられ、近代的な郵便制度が実施されているが、初期のころには、このように、株主への連絡は、筆書きの回状によることが多かったのであろう。



両人は、資本金の増額について親しく芳川紙幣頭に懇請したり、あるいは長岡藩出身の紙幣権助の小林雄七郎に援助を求めたりして、苦心と努力を重ねたが、ついに不許可になった。そのとき政府から説示を受けたなか、次のような一節がある。

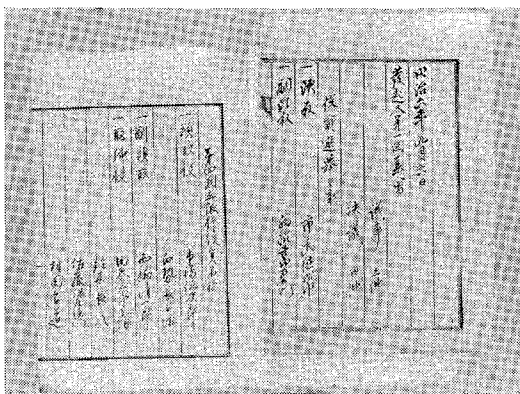
「一朝戦乱又は非常の事変に逢着せんか、預りたるものは直に引き出さるる……斯る場合に処する最も安全なるは小資本の銀行なりと信ず。其故は資本小額なれば、之を固定せしむること不利益なるにより、日常運用回収等に注意して放漫に流るる弊なきがためなり」¹⁾

これによって、銀行は、万一の場合を考慮して小資本による堅実経営を行なうべきである、という政府の考え方をうかがうことができる。

在京委員から資本金増額が却下されたという知らせを受けた国もとでは、急きょ発起人の引受高を減額して超過分を調整すること、また、超過した株式払込金は返却せず、別段預り金としてとどめおき、株式売却があったときなどに順次割当ててることを決定した。

(注) 1) 稿本『第四銀行六十五年史』第2巻。

頭取の変更 こうして、当行は、紙幣発行などの諸準備を着々と進めていたところ、明治6年12月18日に至って、2人の頭取を置くことは不都合であるとして、開業免状の下付が差し止められた。



発起人集会決議の記録（右は明治6年9月、左は頭取が2人選ばれた6年11月決議のもの）

頭取に予定されていた市島徳次郎、白勢長衛は、筆頭株主として同額出資しており、声望、実力とも均衡していたので、当行は、すでに開業していた第一国立銀行と同様、2人の頭取を置くことにした¹⁾のであった。しかし、国立銀行条例は1人の頭取を置くよ

う定めていたため、ついに許可が得られなかったわけである。在京委員からの書簡によれば、第一国立銀行頭取の三井八郎右衛門と小野善助は「人々之知ル処ノ両家ナリ、殊更朝廷ノ出納ヲ相任セ……」おくので例外であり、第四国立銀行は1人とすべきである、との指示があったといわれる。

このような事態になったので、当行では、第1回発起人集会で定めた役員名簿に従って、市島徳次郎のみを頭取とし、取締役も佐藤伊左衛門、村田吉蔵の2人を除くことにした。

(注) 1) 第一国立銀行も、小野組の破産により小野善助は退き、第3期から頭取は1人となった。

開業免状の下付 このような齟齬のため、在京委員の苦勞はひとかたではなかった。当初、明治6年じゅうには開業できる見込みであったが、開業免状と紙幣の下付がなく、「一同気合モ相挫ケ、イヤガ上長引候趣相歎キ」という状態となった。それだけに、6年12月24日付で免状を下付されたときの

(余録)

誓 詞

国立銀行時代、取締役就任に際して、誓詞の提出が義務づけられていた。その文言は、明治5年の成規に示されており、9年の改正により若干の変更はあったが、その主旨は変わらない。

その文言の一、二を引用してみよう。

私任職中国立銀行条例成規ノ旨趣ハ一箇条タリトモ決シテ犯ス間敷又他人ヲシテ犯サセ間敷事

国立銀行条例成規ノ規定ニ従ヒ私儀当銀行資本金中ノ三拾株ハ自力ヲ以テ所持スルニ相違無之事

このうち、後者の文言は、30株以上の株主から取締役を選ぶことが定められていたことによるものである。

この誓詞の提出を受けた県令は、これに「書面ノ者余カ面前ニ於テ調印シ誓約致シ候事相違無之候也」という、いかめしい奥書を加えることになっていた。

当行は、国立銀行時代の明治29年までこの誓詞を提出していたが、普通銀行に転換したのちは提出する必要がなくなった。

在京委員の喜びは、非常なものであった。

当行の開業免状には「第三番」と記されているが、これは、先に設立認可された大阪の富豪鴻池善右衛門らによる第三国立銀行が、ついに開業に至らず、第二国立銀行も遅延したため、第一、第五国立銀行に次いで、当行が第三番目に免状を交付されたことによるものである。

4. 開業準備の進捗

店舗の設置 当行の本店は、第1回発起人集会では「榛ノ木島内にて見立て」ることになっていた。そこは、現在の新潟市下大川前通、礎町近辺一帯であるが、当時は、「卑湿の域にて、ここかしこ菜園などあり、農屋、漁家点々として僅に存するのみ¹⁾」という状態であった。しかし、他門川と信濃川とに囲まれ、船運の便がよくて、将来、繁華な町並みを形成するだろうと予想されていた場所であった。

一方、当行は、適当な土地、建物の売物があれば知らせてほしい旨、町会所に依頼していたところ、たまたま旧町会所の建物で、臨時に新潟町私立病院が使用していた家屋敷が空いたので、これを2,400円で譲り受けることになった²⁾。建物の所在地は、越後州蒲原郡新潟港東堀前通7番町という地名で、現在も同地に本店が置かれている。

ここは当初の予定地より町の中央に近く、明治11年ごろには、一等郵便局、三菱汽船荷物取扱所など、西洋風の立派な建物が軒を並べ、「其往来人の繁なる」町の中心をなしていたと当時の新聞は報じている。

こうして、当行は予定を変更してこれを本店と定め、明治6年12月14日、売買契約を結んだ。

次いで明治7年1月15日付で、在京委員が宿泊していた辻金五郎の邸に東京支店を設けることが許可された。国立銀行条例16条には、東京、西京、大阪、横浜、神戸、長崎、新潟、函館で創立する国立銀行は、「紙幣頭ノ許可ヲ得テ、東京、大阪ニ於テ各一店ヲ開キ、殊ニ其銀行発行紙幣ノ引換方ノミヲ

為ス可シ」と定められている。ところが創立証書には、営業所としては本店しか記載されていなかったため、政府から、東京に支店を開設するのか、あるいは第一国立銀行に紙幣の引換えなどを依頼するかと下問された。

在京委員は、支店を設けると費用がかかるので迷ったが、結局、「為替ノ得益等比較計算シ将来ノ盛大ヲ相期候ニ者、支店相設候方万々弁利ナリ…³⁾」と判断し、東京支店の開設に踏切った。店舗については、当初、古河市兵衛の土蔵付の広大な持家を購入しようとしたが、紙幣頭の意見もあって、思いとどまり、結局、前記のように辻金五郎の邸を借用することにした。その所在地は東京第5大区4小区神田和泉橋通佐久間町1丁目19番地で、明治24年8月に茅場町へ移転するまでの間、東京支店は同所で営業を行っていた。

なお、辻は新発田藩の蔵宿（藩米の保管売りさばき）をつとめた人で、明治7年5月、白勢彦次郎に代わって第2代の東京支店支配人をつとめた。

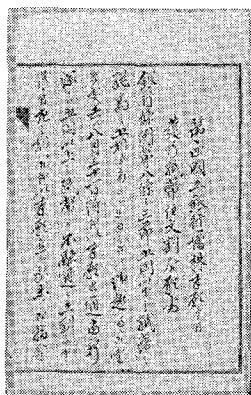
(注) 1), 3) 稿本『第四銀行六十五年史』第3巻。

2) 坪数は約410坪(1,353㎡)で、その年に購入した隣接の三井組出張所190坪(627㎡)7,250円と比較すると、きわめて安い価格である。

銀行紙幣の下付 明治6年12月に開業免状が下付されると、当行は、ただちに第2回目の株式払込金を徴収した。その後、引続き6回にわたって払込金の徴収を行ない、翌7年5月には資本金20万円の払込みを終えた。

紙幣発行は、国立銀行としての重要な仕事の一つであるが、その発行に当たっては、まず、資本金の60%相当を国債寮に納付して6分利付金札引換公債証書を受取り、さらにこれを抵当として紙幣寮に上納して銀行紙幣の下付を受ける、という手続きをとることになっていた。

当行の場合は、資本金の60%に当たる12万円の銀行紙幣が、開業準備期間中に7万2,000円、開業後7月までに4万8,000円と分割して下付された。これを、白勢彦次郎や本間新作の代理人吉武賢正、市島徳次郎の代理人浪花民吉らが、はるばる東京から携えてきたのである。紙幣の種類は1円札4万円、2円札1万5,000円、5円札5,000円、10円札4万円、20円札2万円であった。銀行条例では、5円以下の小額紙幣は総額の50%を超えないよう定



発行紙幣注文割合願書

められていたが、当行は、「当新潟ハ狭窄富戸乏少ニ付」高額紙幣の流通が困難なので、10円以上の紙幣は合計4万円にしてほしい旨依頼した。しかし、これは却下され、規定どおり上記のように下付された。

太政官布告の発布 かねて在京中の本間新作と鈴木長蔵は、開業準備のため、明治7年1月22日、帰国を願い出た。しかし、銀行簿記の習得が終わらなかったためその許可が遅れ、2月4日に至ってようやく帰国が許された。紙幣の下付と両人の帰国によりようやく開業のめどがついたので、当行は、2月20日に開業する旨を紙幣寮へ届出た。そして同年2月10日付で、次のとおり太政官布告が発せられた。

布告第十八号

今般新潟第四国立銀行ニ於テ国立銀行条例ノ趣意ニ拠リ公債証書ヲ抵当トシテ本月廿日ヨリ式拾円、拾円、五円、貳円、壹円五種ノ紙幣ヲ発行セシメ海關稅并公債証書ノ利足ヲ除ノ外租稅其他公私ノ取引等總テ正金同様令通用候条此旨可相心得尤右紙幣ノ儀ハ何時ニテモ人民ノ望次第左ノ場所ニ於テ無差支正金ト引換ル筈ニ付無疑念取引可致此旨布告候事

但本文紙幣ハ明治六年八月第三百四号布告第一国立銀行ニ於テ発行ノ品ト同様ニテ唯表面銀行名号地名及ヒ頭取支配人ノ名印并裏面割印相異リ候迄ノ儀ニ付別段見本相副サル事

明治七年二月十日

太政大臣 三条 実 美

第四国立銀行発行紙幣正金引換場所

本 店 新潟県下第一大区小二区越後国蒲原郡新潟港東堀前通七番町

枝 店 東京第五大区四小区和泉橋通佐久間町一丁目

開業検査と開業式 当行の開業がまぢかに迫ったため、紙幣寮から検査官が来行して検査を行ない、かたがた開業式に立会うことになった。2人の検査官は、明治7年2月12日に東京を出立したが、途中、長野の善光寺平から高田までの間で大雪に遭って遅れ、開業予定日の2月20日ようやく到着した。そのため、開業はやむなく3月1日に延期せざるを得なくなった。

(余録)

簿記法草稿

わが国銀行簿記の始祖といわれるアラン・シャンドは、明治5年10月、紙幣寮付属書記官となって、銀行簿記法の草稿をつくり、紙幣寮の官員や第一国立銀行の行員に、複式簿記法を教授した。これをもとに、明治6年12月、わが国最初の複式簿記の指導書『銀行簿記精法』が刊行された。

当行の創立準備委員であった本間新作と鈴木長蔵は、上京ののち、明治6年11月8日から翌7年2月4日に帰郷するまでの間、紙幣寮で銀行簿記の伝習を受けたが、その直前(6年8月)、シャンドがいったんイギリスへ帰国したため、その直接教授を受けることはできなかった。両人の書簡によれば、教授に当たったのは紙幣寮の八等出仕宇佐川秀次郎、八等出仕丹吉人、権中属進野簡らであったという。宇佐川と進野は、のちに当行開業の際、検査に来行している。

当行に残されている「簿記法草稿」(口絵参照)は『銀行簿記精法』に掲げられた銀行帳簿のひな型とほとんど同じ様式で例題を記入したもので、大型の和紙に毛筆で書かれており、草稿のけい線が鉛筆書きされている点も珍しい。

銀行簿記にまつわる、次のようなエピソードが伝えられている。

明治10年、若冠20歳にして当行の取締役となった西脇悌次郎は、その就任に際し、「簿記ノ方法ニ至ッテハ盲目、黒白ノ別ヲ了解スル能ハズ……」、よって、簿記の記載方法に通曉するまで月給の半分を辞退する旨、八木頭取に申し出たという。実際に減額されたかどうかについては記録がないが、それにしても福沢諭吉門下の俊英であり、2、3年後には新潟物産会社や横浜正金銀行の創立に活躍する西脇にしても、銀行業務、ことに簿記法は、そのときまで未知のものだったのである。

また、三菱銀行の2代目会長となった串田万蔵は、11、12歳のころ(明治10、11年)、当行東京支店の辻金五郎の家に通って簿記法を学んだという。それというのも、父が万蔵をして、将来、銀行家たらしめようと考え簿記法の良師をもとめたが、民間にはその知識をもつものがいなかったためであった。

(注) 1) 加藤俊彦著『日本の銀行家』105～106ページ。

検査は2月24日に行なわれたが、その主たる目的は資本金の払込みと本店の準備金の確認にあった。そのときの検査報告書によると、当行は、そのころすでに3回目までの株式分割払込みを終えていたので、払込資本金額は14万円に達しており、それに対し、規定どおり40%相当の支払準備金5万6,000円が正貨で準備されていた（このうち、東京支店分の準備金については、開業後の3月4日にようやく検査が終了した）。

こうして、遅延を重ねていた開業準備も、2月末には完了した。県から、3月1日に開業する旨の告示があり、当行は「県治報知」に開業広告を掲示した。

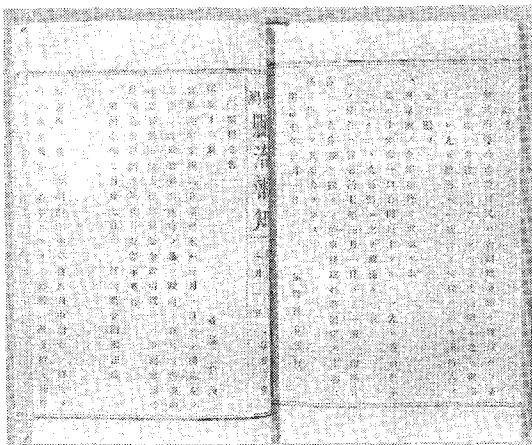
設立の出願以来1年を経た明治7年3月1日、楠本県令ほか県当局関係者の臨席を仰いで、当行の開業式が盛大に挙行された。

告示第五十六号

当新潟町第四国立銀行来ル三月一日ヨリ開店左ノ方法ノ通り取扱候右銀行ノ儀ハ政府ノ許可ヲ得規則確立候儀ニ付人民聊無疑念取引致シ可申此旨為心得相達候条区内無洩可及告示者也

明治七年二月二十七日

新潟県令 楠本正隆



開業の布告と広告の一部
〔「県治報知」明7.3.1〕

第2節 開業後の経営困難

1. 初期の業務

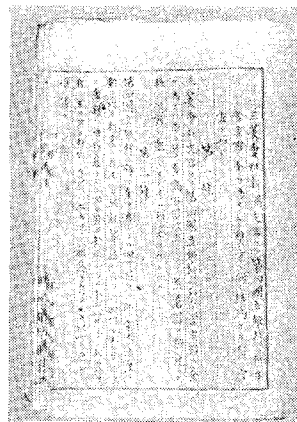
一般業務の状況 当行の初期において、一般業務の営業種目は、開業当日の明治7年3月1日付「県治報知」に掲載された開業広告によれば、次のとおりである。

- (1) 当座預り金
- (2) 定期預り金（3か月以上の預入れで、利子はその都度相談する）
- (3) 諸引当品を預って金銀を貸付けること（利子は日歩または月利）
- (4) 金札引換公債証書または金銀・地金類を買取ること
- (5) 東京表の金銀為替を取り組むこと（手形面1口100円以上たること）

このうち、当座預り金の科目名がみられるのは明治8年上期からで、当初は無利息を原則としたが、11年下期に三菱会社新潟支店と結んだ約定では、預り日3日までは無利息、4日目から年利2.5%の割合となっている。

定期預り金としては、開業早々の7年3月に、¹⁾ 県が学校資本金および郡中予備金2万5,000円余を預入れたのが最初である。利率は、当行案で年7%であったが、県の強硬な主張により年²⁾ 10%となった。

為替は、明治9年に三井銀行本店とコルレス契約を結んだが、これは御用為替に限られており、民間為替は10年下期に同行大阪支店と契約を結んだのが最初である。11年9月に東京～新潟間に電信が開通したので電信為替の取扱いを



三菱会社との利付
当座預り金約定

始め、12年上期には、為替の取組みのうち90%近くが電信為替であった。

一方、貸付は、開業後1か月半にして100件以上にのぼった。貸出先は、中小地主や商人を主としていたが、7年10月ごろには、旧士族が秩禄公債を担保として、転業資金の借入れを申込み者が多いと記録されている。しかし、すでに同年6月以降、運転資金が不足して新規の貸出は停滞気味となった。

荷為替の取組みは、東京の高木栄助³⁾が製茶買入れに来港し、7年8月、三井組の辻純市の保証で5,000円を限度として約定を結んだのが最初である。しかし、荷為替もまた、明治10年代を通じてきわめて不振であった。

(注) 1) 民費例規に定めた管内予備金(置金)。

2) 県は、明治7年3月に布達した「管内小学例規」において、学校資本金を10%以上の利率で銀行に貸付け、利殖をはかるべき旨を定めている(『新潟県教育百年史 明治編』164ページ)。

3) 高木栄助は、横浜為替会社の産物掛兼舶来物目利掛で、新潟為替会社の設立準備に来県した人物である。

特殊業務の状況 一般業務と並んで、当行では、銀行紙幣の発行、政府の官公金出納取扱い、公債証書の買入れ引換え事務、破損政府紙幣の引換え事務なども行なっていた。

このうち重要なのは、銀行券の発行と官公金の取扱いである。もっとも、草創期における当行の銀行券発行額は、前述のように、正貨兌換の行詰まり

(余録)

罰金で儲けた話

明治7年7月に証券印税規則が公布され、約定証文・手形類には、金額に応じた印紙を貼ることになった。当行は、県から5,000円あまりの為替取組みを命ぜられ、手形を発行したところ、端数金額に対する1銭の印紙貼り不足がわかり、2か月もかかって調査のうえ罰金10銭を徴収された。

その間、当行は5,000円余の為替金を無利子で預かっていたので、運用益が大きく、100円ほどの利益を得た勘定になった。当行関係者は、「かくの如き罰金ならば、度々納めたきもの」といい合ったという。

八木頭取が執筆した懐旧談の一つである。

から、その発行限度額12万円にはるかに及ばなかった。

しかし、官公金の取扱いについては、開業当初から、県の民費の収納、現送などの取扱いを命ぜられたほか、明治8年2月には、県から大蔵省為替御用方を委託されていた三井組からその取扱いを譲受け、さらに同年、新潟裁判所・新潟税関の出納事務、上納金の真贋鑑定、贋札断裁、損札引換えなども県から命ぜられて、その取扱高は相当の額に達した。

この官公金は、当行の重要な資金源となり、その取扱手数料の収入とともに、当行の経営困難を緩和するのに大いに役だった。当行はまた、その取扱いに慎重を期し、県当局に対して、適宜検査に来行するよう請願を行なっている。

これらのほか、両替、地金売買の業務があるが、とくに両替は、8年3月に太政官札、民部省札が新紙幣に統一される際、政府から新紙幣との交換事務を命ぜられ、その引換高は72万円にも及んだ。

初期の営業体制 当行では、開業に先立つ数日前、各行員の職務分担を定めた。開業当初は行員も少なく、頭取以下手代に至るまで、全員を役人または役員と称して、それぞれ業務を分担させていた。しかし実際には、農村に居住する大地主の市島、本間らや、小千谷町の西脇は、国立銀行条例の規定どおりに日勤することができず、政府の許可を得て、代人がその職務を執行した。

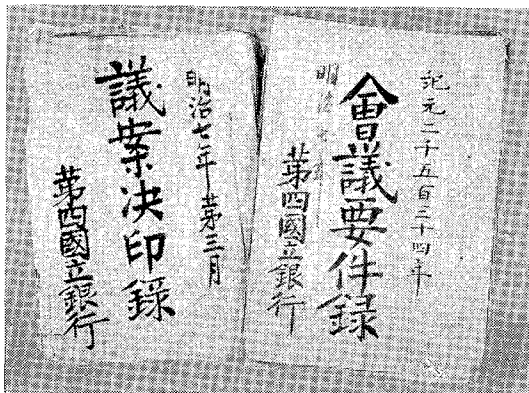
これに対して、白勢彦次郎、鈴木長蔵らは自ら業務に従事し、実質的に銀行運営の中心となって、その主導性を発揮していたとみられる。その後、手代などの増加に伴い、明治9年末には、取締役は事務を分担しなくてもよくなった。

開業当初の職務分担は次のとおりで、これによると、兼務ではあるが、公務係、貸付係各4人、出納係、為替係各2人、計算係1人の割合で、公金の取扱いや貸付業務、紙幣の交換などが、主要業務として予定されていたようである。

職 務 分 担

頭 取	市島 徳次郎
副頭取（為換(替)掛）	西脇 清一郎
取締役（検査役兼公務掛当分貸付掛専務）	田巻三郎兵衛
〃（出納掛兼為換(替)掛）	鈴木 長八
〃（検査役兼公務掛記録方）	本間 新作
支配人（貸付掛兼記録方）	白勢 彦次郎
副支配人（計算掛兼公務掛記録方）	鈴木 長蔵
勘定方（出納掛兼貸付掛）	斎藤 喜十郎
帳面方（貸付掛兼公務掛賄方）	今井 弘三郎
書記役	石田 禄郎
手 代	八木 市平
〃	川上 林三
東京支店詰	辻 金五郎

業務の運営は、創立総会で定めた第四国立銀行申合規則¹⁾23か条、および同増補34か条に基づいて行なわれた。しかし、実際には規則どおりいかなない点も多々あり、具体的な取決めを必要とすることが多かったため、正・副支配人以上の役員が随時集議し、あるいは支配人の発議による書面回議によって重要案件が決定されていた。



議案決印録と會議要件録

(注) 1) 当行の「申合規則」は第一国立銀行とほとんど同一である。「申合規則増補」も非常に似かよっているが、当行の実情にあわせ、やや簡略化されている。

事務処理の改善・整備

当行は、開業に先だって、在京中の準備委員2人に紙

幣寮で銀行簿記の講習を受けさせ、洋式簿記を採用することにした。また明治8年2月、紙幣寮内に銀行学局が設けられるや、次々に受講者を派遣して銀行事務の修得に努力した。

しかし、開業早々は事務処理に不馴れな点が多く、第1回の決算に際しては、当局に提出した「実際報告書」に不備の点があったため、検査官が来行して報告書の作成について指示している。配当金の支払いも、そのうち、ようやく許可される始末であった。

明治6年4月に設けられた紙幣寮銀行課の第1次報告によれば、当時、「往往陰に日本旧様の帳簿を混用するものありて到底各銀行の簿記一定する能はず¹⁾」という状態であったが、「紙幣頭は小野組の破産に会し、御雇英人アルレン・シャンド氏をして各銀行の帳簿を検査せしめ、以て其業務を振刷せんと欲し²⁾」、8年1月から、各銀行へシャンドを検査に派遣した。なお、シャンドは、わが国銀行簿記の創始者である。

7年11月15日付の紙幣寮から当行あての通知によると、「当寮御雇英人シャンド儀、以来当寮官吏検査之節、簿記記載方等調査之為、一同其銀行へ差出候条、此段予テ相達置候事³⁾」とあるところから、シャンドは、当行にも検

(余録)

開業当初の月給と勤務時間

当行の開業当初、月給は、頭取28円、取締役20円、支配人24円、手代5～8円で、創業後日も浅く、所定額から一律2割を減額して支給されたものであった。当時と現在では貨幣価値がまったく異なるので、比較が困難であるが、必ずしも高給とはいえないようである。この金額は9年に改められ、頭取60円、取締役・支配人40円などと上げられている。

営業時間については、当行の申合規則で、「毎朝第九時ヨリ第四時迄ノ間 商業ヲ取扱フヘシ」と定められている。しかし、開業当初は業務も閑散であつたらしく、また役員も家業をもっていたので、「出勤の時刻遅々に及べる」状態であった。

そこで、「進退の制度を厳粛にして各課の事業を勉励せしむる」ため、営業時間を短縮することになり、出勤は9時、出納は2時限り、退出は3時とし、夏季は出退時間を1時間繰上げ、出納は正午限りとした。これらは、夏季の特別処置も含め、すべて県庁の勤務時間にならったもので、当行の初期の営業が、県の役所と同様な感覚で運営されていたことを示している。

査に来た模様である。

こうして、毎期銀行検査官が来行して、詳細に改善事項を指摘し熱心に指導を行なった結果、当行の事務処理は着実に改善、整備されていった。また10年7月、東京に本支店を有する銀行11行が、**扱善会**という親睦団体を組織して啓蒙活動を開始したが、とくに銀行業務の改善に果たしたその役割は大きかった。⁴⁾ 当行からも、原田や辻が扱善会に出席して活発に意見を開陳し、事務改善などについての当局への建議に参画している。

(注) 1), 2) 『日本金融史資料 明治大正編』第7巻上6ページ。

3) 稿本『第四銀行六十五年史』第4巻。

4) 田村俊夫著『渋沢栄一と扱善会』。

支店の業務 明治7年3月1日、当行の開業と同時に、東京支店は営業を開始したが、翌月の4月9日の役員集議で、次のような東京支店規則が定められた。

東京支店規則

- 一 支店準備金之外貸付金五万円定ノ事
但増減其時宜ニ応ジ候事
利子ハ東京振合ヲ以テ取究ノ事
- 一 預リ金利子ハ年六朱ノ事
- 一 諸為替金取扱発行之事
但本店支店トモ利子手数料其割合ヲ以取扱候事
- 一 県庁貢金引請取扱ニ付、東京手配分第一銀行ヘ示談、御用差支不相成様目的相立候上ニテ取扱願立之事

東京支店の主要な業務は、東京における当行の紙幣の兌換、民間為替の取組み、為替によって送納される県の「貢金」(租税)の取扱いなどであった。地租が国家財政の主要な源泉となっていたため、地租収入の多い新潟県は国家財政上、重要な地位にあった。そして、その収税機能の一端をになっていた当行にとって、東京支店を経由する「貢金」の取扱いは、資金源としての

面からも、あるいは手数料収入の面からも、きわめて重要な業務であった。

東京支店の貸付金などの原資は、9年に5万円から7万円に引上げられた。その後しだいに商業金融が拡大していくが、同時に貸出が放漫に流れ、大きな損失を招くなど、その営業活動は当行の盛衰に重要な意味をもってくる。

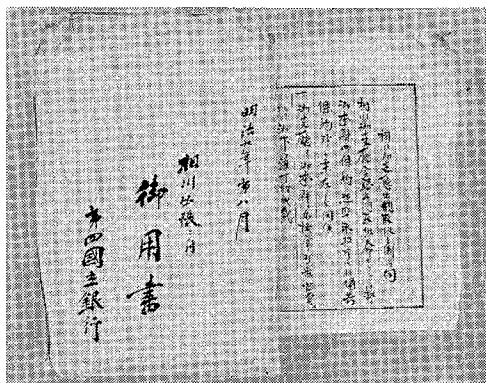
なお、明治7年に、高田の士族八木原繁¹⁾や柏崎の商人などが、高田に支店を設けるよう陳情にきたが、当行はこれを断わり、その国立銀行時代を通じて、9年8月に佐渡の相川に出張所を設けたほか、店舗の新設を行なわなかった。

この相川出張所の開設は、9年4月、相川県の新潟県への併合により、当行が相川支庁の金山関係などの出納取扱いを命ぜられたことによるものであった。当行は、支庁内に出張所を置き手代を派遣したが、開設初年度は、「得ル処僅＝納金ノ改メ手数料＝過ギズ」125円余の損失となった。そこで、県に交渉し、大蔵省から派出行員の給料として360円の支給を受けた。

その後、11年1月、大蔵省の指示もあり、相川出張所は支店に昇格して、1,000円を限度として、本・支店間の為替取扱いを開始した。同支店の準備金は3,000円であったが、その運用は為替に限定され、貸出は禁止されていた。当座預り金は若干あったが、その大部分は公金であったと思われる。

翌12年5月、相川支庁の廃止に伴って相川支店も閉鎖され、郡役所の公金には、代理店あるいは派出所を設けて取扱われることになった。

(注) 1) 八木原は当時志士正党と称し、士族の産業を興そうとする一派を商法党とのしり、激しく対立していた(『高田市史』第1巻626ページ)といわれるが、彼が支店設置を陳情した真意は不明である。



相川出張所開設に関する新潟県との約定書

2. 経営困難とその打開策

経営困難の要因 当行は、第1期の決算において、6,199円の純利益を計上し4.5%の配当を行なって、無難なスタートを切ったかにみえたが、まもなく経営困難に陥ってしまった。

その主因は、銀行紙幣の発行困難による資金不足、および滞り貸出の発生にあった。

銀行券の発行が困難となった事情については、すでに序論で述べたとおりであるが、事実、当行の明治7年の紙幣発行額の累計は19万8,741円に達したが、それに対する兌換請求が15万46円に達したため、7年末の流通高はわずか4万8,695円にとどまり、12万円の発行限度額には遠く及ばなかった。当行では、すでに7年下期から紙幣の発行を停止していたが、翌8年上期には3万2,162円の兌換請求を受けたため、同期末の流通高は1万6,533円となった。その後も、流通高は減少の一途をたどって、9年上期末には実に4,644円に減少してしまった。

当行の資本金20万円のうち12万円は公債証書に換え、年6分の利子を受けるのみであるから、紙幣発行ができなくなると、運転資金は、わずかな預金と資本金の残額8万円にとどまることになる。これでは、当時の高い利回り

The image shows two pages of a handwritten financial statement (half-year report) from the first period. The document is written in vertical Japanese characters and contains detailed financial data, including income and expenses, and is addressed to shareholders. The text is dense and includes various numerical figures and descriptions of financial items.

第1回半季計表（第1期決算報告書類で、株主への回状の中に記録されていたもの）

表 1-1 本店月別貸出実行額
(明治7年中)
(単位 円)

月 別	件 数	金 額
4	51	75,170
5	68	57,949
6	11	14,520
7	31	17,625
8	37	14,650
9	35	32,910
10	35	35,925
11	11	15,700
12	36	59,387
合 計	315	323,836

表 1-2 本店担保別貸出実行額
(明治7年中)
(単位 円)

担 保	件数	金 額
田 畑・地 券	142	70,245
地 所・家 屋	60	33,054
公 債・株 券	7	10,880
米 穀	69	176,970
綿 苧	6	9,700
砂 糖	2	3,000
蠟	2	4,000
無 抵 当	16	9,137
そ の 他	11	6,850
合 計	315	323,836

に相当する利益をあげることは困難であった。

このように運転資金が乏しかったことに加えて、その運用面にも問題が生じた。7年末の当行貸出金は25万416円であるが、開業直後の盛況に比し、6月以降は早くも資金難をきたし、新規の貸出額が急激に減少していった(表 1-1)。

7年じゅうの貸出実行額を担保別でみると、商品担保は金額で60%、口数で25%を占め、その大部分が新潟の米穀商人への貸出である。一方、不動産担保は、金額では32%であるが、口数では64%に達している。そのうち、田畑、地券を担保とする貸出の口数は、全体の45%を占めているが(表 1-2)、数件の大口を除くと、1口平均約300円である。この金額は、明治9年の田1町歩当たり平均地価331円と比較すると、かなり大口である。このように

(余録)

銀が行く看板

八木頭取直筆の草稿のなかに、当行の看板について、次のような一節がある。

「門表に第四国立銀行と書せし看板を掲げしところ、ある男前を通りて『なんだこの看板は、国を立てて銀行くとは甚だ不吉の名称だ』といって過ぎ行きしことありたり。……外国との貿易が輸入超過となりて、日本の金銀貨は年毎に減少して、近き将来には亡国とならざるやと案じおる者ありたる際につき、この解釈も無理なからぬことと思いたりき。」

口数で大きな割合を占めていた不動産担保貸出が、早々に延滞する傾向が現われた。そのため、7年9月、手代を各地に派遣して督促に努めたが、回収は思うように進まず、それが資金繰りを苦しくする要因となった。

経営困難の打開策 上述のような事態に直面して、明治7年9月4日に開かれた役員会では、重要議案として、経営困難に対する諸施策が討議された。さらに、同月には、本店首脳部は東京支店支配人辻金五郎を呼び寄せ、再三にわたり協議を重ねた。その結果、次の三つの打開策が立てられたのである。

〔正貨兌換制度改正の建議〕

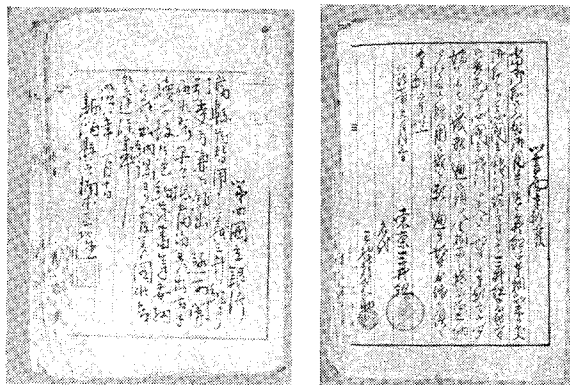
まず当行は、辻金五郎の意見に基づき、明治7年9月10日付で政府に陳情書を提出し、そのなかで銀行紙幣発行困難による苦境を訴え、「一時の権宜に由て、本位貨幣に限らず、政府の新紙幣をもっても交換候様」許可願いたい旨を具申した。

これに対し、紙幣寮は同年10月3日付で、願の趣は聞届けがたいが、「一時融通のため、発行紙幣を抵当として、新紙幣借受候儀は更に国債寮へ可願出」ことを指示してきた。そこで当行は、国債寮あて紙幣発行限度の半額6万円の政府紙幣を10か月間借用したい旨申請したが、容易に許可が得られなかった。

そもそも国立銀行条例は、政府の不換紙幣を銀行の兌換紙幣に替えることによって、近代的な貨幣制度を樹立することを主な目的としていたから、不換紙幣である政府紙幣をもって兌換に充てることは、まったく条例の精神に背反することになる。したがって、当行の申請が、なかなか容れられなかったのも当然であった。

しかし政府も、誕生まもない国立銀行の窮状を放置するわけにはいかず、再度申請した結果、11月28日、ようやく国債頭から「老ヶ月五厘ノ割利足ヲ以三万円六ヶ月ノ間貸渡候条抵当銀行札三万三千円可差出事」の旨、当行に指示してきた。

こうして、第一の打開策はいちおう成功した。そして翌8年には、国立銀行4行が共同して、正貨兌換制度改正を政府に建白するに至るのである。



新潟県への為替御用方交代に関する願出書類

〔公金業務の拡大〕

第二の打開策は、公金の取扱い拡大により資金を豊富にし、それを運用して恒常的な取引基盤を確保するとともに、公金手数料を得ようとするものであった。

当行は、従来から県の民費を取扱ってきたが、さらに三井組から、本県の為替方御用（貢金出納）を譲受ける方策を立て、辻金五郎や本間新作、鈴木長蔵が奔走した結果、8年2月25日付で県からそれを許可する旨の布告が発せられた。そこで当行は、三井組出張所（新潟町本町通7番町186番、東堀前通7番町180番）を7,500円で買取り、さらに県内各地に21か所（のち17か所）の郡中納金取次所を設けた。これと同時に、新潟師範学校、新潟外国語学校、東京鎮台分営の公金取扱い事務をも引継いだ。

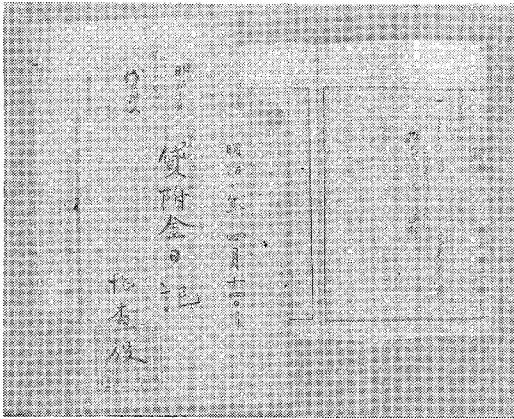
その際、県から、為替方取扱いおよび民費取扱い分の保証として、担保を差出すよう命ぜられたが、当行にはその手持ちがなく、大株主であった白勢成熙（地主）の地券を借用してこれに充てた。¹⁾

この公金取扱いにより、8年上期末には御用預金の残高が5万7,900円、御用手形預金が5万7,180円となり、同年下期末には御用預金の残高が24万2,244円、御用振出手形（預金手形の種類）は54万1,640円と著増した。

（注） 1) 為替方御用の抵当額は7万円ほど、民費取扱いの抵当は15万円であった。

〔米穀の売買〕

第三の対策は、当行が「東京商社、或ハ身元慥カナル者」¹⁾と「東京回米法ノ条約」（荷為替契約）を結び、資金を運用するというものであった。すな

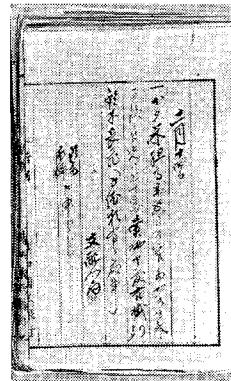
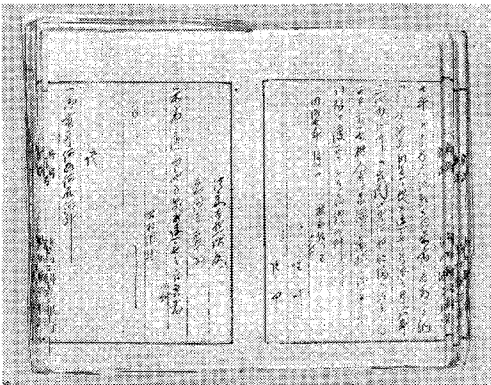


貸付金日記（右は貸付金日記第4号で、明治7年12月31日3万円の貸付金が記録されている）

わち、「東京商社」と約定して、商社が米を買付け東京に回米する際に利子を定めて荷為替を貸渡し、東京で売却するとき立会って、「益金アルトキハ定額ノ利息へ何倍ノ利益金ヲ受取可申……万一損失金有之節ハ其金高ニ応シ定額利息割引、大損失有之候トモ定額ノ利息ヲ極トナス」と

いう方策である。しかし、これは危険を伴うので、なお検討することになった。これが実施されたかどうかについては明らかでないが、7年末に、前述の高木栄助に「沼垂倉預り券」²⁾を担保として当行が3万円という大口貸出を行なっているのは、これに該当するものと推察される。

次いで、「当国第一ノ物産、米商業ヲ傍ニ営ミ」利益をあげる方策が考えられた。これは、国立銀行条例に違反することになるので、いったん保留された。しかし、当行の経営状態は放置することが許されなかったので、ついに明治7年11月の役員会で、「株主ノタメ利益ヲ謀ル事、役員ノ責任タルヲ以テ」、臨機の処置として「貢金ヲ引受ケ下タ米ヲ取リクム」ことが決定さ



貢米取扱に関する決議記録（会議要件録より）

れた。これは、当行が県から貢米の下げ渡しを受けて貢租金を請負い、その米穀を売却して利益を得ようとするものであった。³⁾

当初は1万5,000俵程度の取扱いをめどとして、11月14日には、早くも5,000俵を売払うことにした。さらに24日にも、「県庁貢米御渡残り之分、凡ソ7万俵モ有之趣、右平均値段ヲ以テ引請」ることを願い出て、相場を見はからって売りさばくことにした。しかし、12月29日には、「今半季実際報告ノ計算上既ニ其ノ利益アルヲ見ル 依之右取組米ノ儀ハ此度限り差止メ」ることが決定された。その取組高や利益についての詳細は不明であるが、7年下期末貸借対照表の資金運用勘定のなかに、「商業元」と称する科目を設定して1万629円の残高が計上されており、また翌期末にも9,814円の残高が残っている。

このように、当行は政府の貸下げ金に支えられつつ、他方商業活動ともいふべき米穀の売買などを行なって、7年下期末には1万3,335円の利益を計上し、10%の配当を行なった。翌8年にはいと、公金の取扱いが著増し、その取扱手数料が収益の維持に寄与するようになった。

しかし、依然として経営困難の危機は去らず、当行の確実な収益といえ、銀行券発行の抵当に入れた金札引換公債証書の利子のみという状態が続いた。そして、8年上期に11.5%の配当を行なって以後、利益が減少し、9年上期まで配当は10%にとどまった。

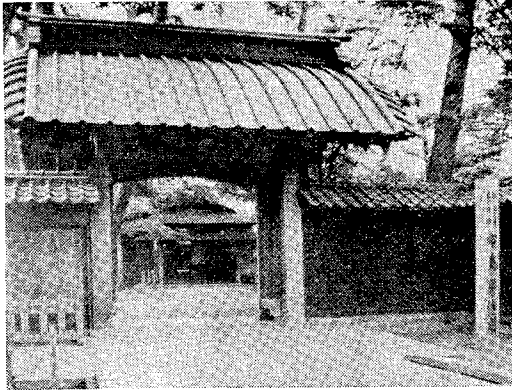
(注) 1) 稿本『第四銀行六十五年史』第4巻。

2) 内部資料「貸付金日記」。

3) 貢米取扱いに関する書式には、白勢長衛家の奉公人2人の氏名が記入されており、同家の貢米を売買したものと思われる。

初代頭取 市島 徳次郎

初代頭取市島徳次郎は、北蒲原郡豊浦町天王新田の人で、文政7年(1824年)8月に生まれた。幼名を千吉、のち宗輔と称し、弘化元年(1845年)、先代のあとを継いで、7代目徳次郎を襲名し、静月と号した。当行初代頭取に就任したのは49歳の時であった。



北蒲原郡豊浦町の市島家(昭和37年県有形文化財に指定)

市島家は、蒲原平野の沼沢地の開拓に活躍して土地を集積し、すでに明治初年には、山林を含めて1,800町余¹⁾を有する大地主で門地の高さは群を抜いていた。

当行設立の請願が行なわれた明治6年ごろ、市島家では、その巨大な経済的社会的地位を維持運営するた

めの管理機構として、同族6家による合議制のしきたりが守られていたものと推測される。²⁾このような市島家の同族結合によるきびしい統制と運営を考慮した場合、当行の設立に際しては、徳次郎個人というよりも、市島宗家が一族の代表という立場で発起人に加わったとみるのが、実情に近いのではなかろうか。徳次郎自身、他の発起人とともに当行の設立に苦心惨憺したようであるが、銀行についても株式についても知る者のほとんどなかった当時、市島家の名声が、株式募集に大きな役割を演じたことは疑いない事実であろう。

なお、7代目徳次郎は、その前年に家督を26歳の8代目徳次郎に譲って隠居していた。それゆえ、形式的には8代目の当主をもって初代頭取とする見解も成り立つかもしれない。しかし、発起から開業、さらにその後も、実際にその衝に当たったのは、7代目徳次郎であるから、これをもって、初代頭取とするほうが妥当であろう。³⁾

市島は、「資性温厚にして高雅、勤儉、終生無能を粧い」、「これがため維新動乱に世間幾多の富豪の浮沈の運命」に比し、「屹然として家運を維持」することができたとされる。⁴⁾3年余の頭取在任期間中、市島は他の大地主の取締役と同様に、実務を代理人に委任して、直接経営に携わることは少なかったが、開業後の経営困難の時代を統裁して世人の信用をつなぎとめ、ようやく経営が安定に向かう明治9年10月、八木朋直にその職を譲って退任した。そして明治25年12月9日、死去した。享年69歳であった。

市島家は、一時、当行の株式230株を所有して、筆頭株主の地位を占めていたが、明治16年2月、自ら保定社という銀行類似会社を設立し、これと時期を

同じくして、16,17年の両年にわたって所有株式のすべてを手放した。しかし、明治42年にふたたび株主となるとともに、8代目徳次郎が取締役に就任して大正6年までその職にあった。さらに9代目の徳厚も、昭和8年から34年まで取締役をつとめた。こうして市島家は、3代にわたって当行の発展に力を尽くしたのである。

(注) 1) 『新潟県農地改革史 改革顛末』771ページ。

2) 同上784～785ページ。

3) 市島成一著『家廟之紙碑』124ページ。

8代目徳次郎の墓誌には、当人を初代頭取としている。しかし、当人在職中の人事記録、および発起人本間新作の談話、7代目徳次郎の裁判所への代理人届などの諸記録により、7代目が直接経営に参画していたことが知られる。

4) 前掲『家廟之紙碑』122ページ。

第3節 国立銀行条例改正後の当行の発展

1. 条例改正と国立銀行の乱設

国立銀行条例の改正 銀行紙幣の発行が困難となり、経営不振に陥った国立銀行4行は、明治8年3月8日、連署して、正貨兌換の制を改め政府不換紙幣をもって兌換に充てるべきことを政府に請願した。しかし、政府はこれを認めず、代わりに一時の急を救うため、8年末に至って、4行に対して、銀行紙幣を抵当としてその発行限度の半額の政府紙幣を貸下げた。

当行の場合は、6万円が貸下げられたが、先に借入れた3万円を差引き返済させられた。

翌9年にはいっても情勢は悪化する一方であったので、国立銀行4行は再度、政府紙幣の貸下げを請願した。その結果、9年6月5日付で合計63万円の借入れが許可され、当行は5万円の貸与を受けた。

この貸下げ金によって、国立銀行4行の危機はいちおう緩和されたものの、銀行紙幣142万円の大半が抵当として国庫に死蔵されたため、不換紙幣に代えて銀行券を流通させ、近代的兌換制度をうち立てようとする国立銀行条例の意図は、事実上失敗に帰した。

ちょうどこの時期に、政府は旧士族の秩禄を廃止するため、1億7,400万円にのぼる巨額の公債を発行することにしたが、これを一時に行なえば公債価格が急落し、士族の困窮をはなはだしくする恐れがあった。そこで政府は、先の国立銀行の請願を容れて、銀行が発展しうる条件を整えるとともに、金禄公債を銀行紙幣発行の抵当とすることを認め、その運用の途を開いて公債価格を維持する方策をとることになり、9年8月、国立銀行条例の大改正を行なった。

改正の要点は、(1)銀行紙幣の金貨兌換をとりやめ、(2)資本金の80%を公債証書をもって供託して同額の銀行紙幣を発行し、20%を政府紙幣をもって引換え準備とする、というものであった。

こうして、国立銀行は正貨準備なしに資本金の80%（従来は60%）までの銀行券を発行できることになった。また、供託する公債証書の範囲も、従来、6分利付金札引換公債に限られていたのが、秩禄公債ほか4分以上利付のものでよいことになった。

政府は、国立銀行4行から預託されていた金札引換公債142万円を買上げ、銀行がその代金によって新たに買入れた公債を改めて預託させ、新条例により営業免許を下付した。

国立銀行の乱設 国立銀行条例の改正後、華族の出資による巨大銀行、第十五国立銀行が設立された。さらに、この改正によって銀行設立が容易になったため、明治10年代前半期のインフレ進行に伴って銀行数は非常な勢いで増加し、12年末までに創設された国立銀行は、153行に達した。とくに、金禄公債をもち寄って設立される士族銀行の輩出が著しかった。この銀行ブームの様相を、『明治財政史』は次のように伝えている。¹⁾

「地方商業ノ大小、金融ノ閑劇ナルト否トヲ顧ミス、又銀行営業ノ如何ヲ熟知セス或ハ地方官ノ論達ヲ誤認シ苟モ禄券ヲ下付セラレタル士族ハ銀行ヲ創立セサルヘカラサルノ義務アリト信シ頻ニ其設立ニ狂奔シテ陸續大蔵省ニ出願スルノ状況ナリキ。」

明治13年上期末の株金の族籍別区分では、華族が44.1%、士族が31.8%を占めていた。その後士族の没落過程が進むとともに、士族株主は漸次後退し、18年に至って逆転し、商人の株金割合が士族を上回った。²⁾

条例改正はまた、兌換制度確立への志向を放棄したものにほかならなかった。当然、インフレを惹起する可能性が生じてきた。たまたま10年2月、西南戦争が起これ、政府は軍費を調達するため、多額の銀行券借入れと政府紙幣の発行を行なったため、物価は高騰し、これが資金需要を喚起して

表 1-3

国立銀行の発展状況

(単位 千円)

年 末	行 数	払込資本金	積立金	預 金	貸付金	当座貸越	割引手形	荷為替手 形 貸 出	流通高
明治10	26	22,986	137	4,506	14,278	…	1,903	1,973	13,352
11	95	33,596	378	8,067	26,672	…	3,660	4,204	26,279
12	151	40,616	971	16,226	35,116	4,403	5,076	6,757	34,046
13	151	43,041	1,665	14,915	35,580	5,428	8,118	9,030	34,426
14	148	43,886	2,716	19,583	42,819	6,471	15,379	13,452	34,396

(注) 『明治財政史』第13巻441～446ページ。

銀行設立に拍車をかけた。そして、国立銀行の経営はこのインフレによって好転し、預金、貸出とも著増していったのである(表 1-3)。

政府は、国立銀行が発券銀行であるのにかんがみ、その資本金および銀行紙幣発行の総額について限度を定めていたが、12年11月、京都第百五十三国立銀行の設立をもって制限額に達したので、以後銀行新設を禁止した。

(注) 1) 『明治財政史』第13巻 256 ページ。

2) 朝倉孝吉著『明治前期日本金融構造史』121ページ、「第10表銀行株主族籍別株金及構成比(国立銀行, 日本銀行, 正金銀行)」による。

2. 明治前期の新潟県内産業と銀行

農業中心の県内産業 明治前期において、県内産業の中心は農業であった。明治10年の新潟県物産表によると、県内生産総額 1,095 万円のうち、農産物が 623 万円を占めていた。そのうち米が 73.1% を占めていたが、明治10年代のインフレによって米価は急騰し、農家は非常な好況を迎えた(表 1-4)。

一方、工業生産物においては、農産物加工による伝統的産業が支配的で、その生産額も少なく、前記物産表では鉱工業生産物は 418 万円となっている。本県職業別人員構成をみても、明治13年には、農業 73.1% に対し、工業 4.8%、商業 6.2% にすぎない¹⁾。

当時、県の勸業政策の重点は農業とくに養蚕に置かれ、それに関連する製糸業、および石油業に対して保護育成策がとられた²⁾。県の指導、奨励にこた

表 1-4 米価の推移 (1石当たり)

年 別	新潟正米	小 作 米	東京正米
明治 7	5.41	4.68	7.28
8	5.24	5.13	7.28
9	3.23	2.94	5.01
10	3.44	3.36	5.55
11	4.51	4.80	6.03
12	6.33	6.60	7.90
13	9.22	10.20	10.47
14	8.06	8.20	10.49
15	6.52	5.20	8.86
16	4.87	3.12	6.45
17	3.75	4.60	5.11

(注) 新潟正米は『第四銀行八十年史』、小作米は『新潟県農地改革史 前史』、東京正米は中沢弁次郎著『日本米価変動史』による。

えて、新しい産業や事業を興したのは地主や商人たちで、新企業の先駆をなしたのは、石油とともに金融業や、運輸業などであった(表 1-5)。

商品流通についてみると、本県の内国貿易の移入品は、工業生産物が主であるが、移出品の大宗をなすものは米で、主に新潟港から北海道、馬関、大阪、東京などへ積出されていた(図 1-1)。

そのころ、わが国の海運界においては、三菱が支配的地位を誇っていた。これに対抗して、三井は地方の豪商や回船業者を糾合して、明治13年、東京風帆船会社を設立した。新潟では、かねて三井と関係のあった鍵富三作がこれに加わった。同社は、15年に他の2社を合併して半官半民の共同運輸会社となり、新潟にも支店を設置した。

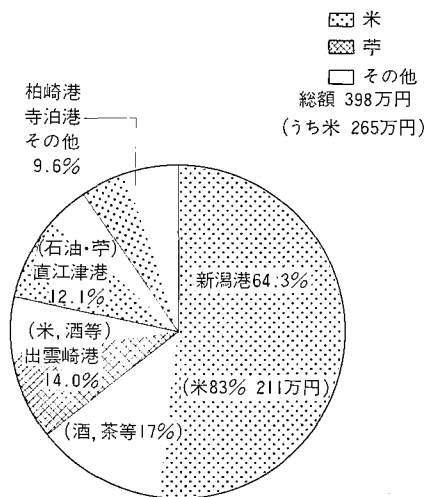
東京風帆船会社の設立準備中、三菱は妨害を策し、新潟では12年9月に新潟物産会社を設立させた。その社長には西脇悌次郎(10年2月から12年12月

表 1-5 新潟県の会社・工場数(明治13年)

種 類	数	種 類	数
通運会社	174	製油・採油	7
蒸気船	5	織物	4
貸付・金融	36	製茶	4
国立銀行	5	製革	3
米商	1	用紙売捌	1
製糸物産	15	漁業	1
酒造	12	農業	6

(注)『新潟県百年史』上巻 399 ページ。

図 1-1 明治12年新潟県各港主要移出品額の比率



(注)『新潟県百年史』上巻 403ページにより作成。

まで当行取締役)が選任されたが、西脇は、大蔵省常平局の御用米買入れを一手に引受け「屢巨万石の米を三菱会社の船に積込み、東京へ回送」して、その名を米市場裏に轟かせたという⁴⁾。三菱は海上運送のほか、これに付随する荷為替取組、海上保険をも一手に掌握しようとして、13年6月に三菱為替店新潟支店を設けた。三井と関係の深かった第一国立銀行が、17年3月に新潟支店を設けたのも、これに対抗するためであったとされている⁵⁾。

なお、三菱会社と共同運輸会社との抗争は、18年に至って停止され、両社の合併によって日本郵船会社が設立された。同年、新潟においても、同社の支店に編成替えされた。この抗争によって、それまで幼稚な風帆船に頼っていた新潟の海運業は、近代海運への目を開かれ、のちに洋式船舶を擁する鍵屋三作、斎藤喜十郎など新興財閥の台頭と、旧式な回船業、問屋商人の衰退が促されることになったのである。

(注) 1) 『新潟県百年史』上巻 400 ページにより算出。

2) 『新潟県百年のあゆみ』136ページ。

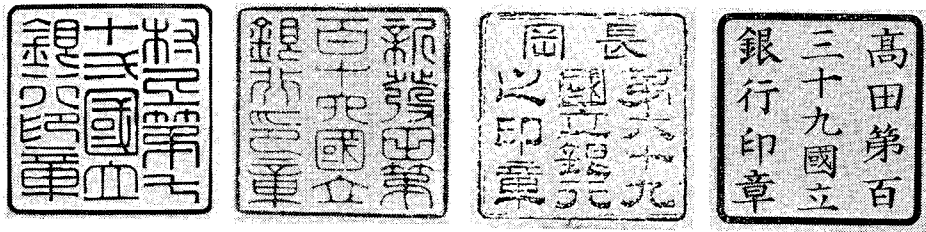
3), 4) 『渋沢栄一伝記資料』第8巻6ページ。なお、『日本経済史大系 近代』上第5巻第2章(加藤幸三郎著)158~169ページ参照。

5) 『新潟商工会議所六十年史』30ページ。

本県の国立銀行の設立 先に述べたように、明治9年以降、旧士族を中心とした銀行設立ブームが訪れたが、このブームは本県にも及び、11年から12年にかけて4行の国立銀行が開業した。これらは、いずれも城下町に設立さ

表 1-6 新潟県内の新設国立銀行

銀行名	免状下付日	開業日	資本金	株主の身分	役員の身分
長岡第六十九	明治11年11月2日	明治11年12月20日	10 万円	士族 789 平民 12	士族 1 平民(地主) 4
村上第七十一	11年10月7日	11年11月15日	7	士族 156 平民 8	士族 3 平民(商人) 1
新発田第百十六	11年12月10日	12年2月5日	5	士族 236 平民 21	士族 1 平民(地主) 4
高田第百三十九	12年2月26日	12年7月3日	10	不 詳	士族 4 平民(商人) 1



県内に設立された4国立銀行の印影

れ、その資本も士族の禄券を主体としており、したがって、株主に占める士族の割合は圧倒的なものがあった（表 1-6）。

本県では、6年の家禄奉還規則の公布に際し、士族の35%に当たる2,844人が家禄奉還に応じ、さらに9年の金禄公債証書発行条例により、6,554人の士族が240万1,375円の公債を受けた。これらの士族のほとんどは微禄であったので、銀行への出資額も少なく、3株以下が大多数を占めていた。

株主のうち大株主はいずれも平民で、士族に協力して銀行を設立した地主や商人である。4行のうち、士族と商人の協力によるものは、村上第七十一国立銀行で、士族と地主の協力によるものは新発田第百十六、高田第百三十九国立銀行である。

長岡第六十九国立銀行では、発起人が士族代表の三島億次郎ほか地主4人、商人8人で、役員は、三島のほかはすべて地主であった。しかし、設立の中心になったのは、士族の三島と商人代表の岸宇吉で、いずれかといえば士商協力に属しよう。

また、設立に当たって士族の主導性が強かったのは、村上と高田の両行で、いずれも士族の金禄公債の保全が設立の動機であったようである。村上においては、銀行運営の中心が士族であるほか、行員も藩の勘定方を勤めた士族が選任された。また、高田においては、5人の役員のうち4人が士族で、残りの1人も代々藩の御用達であった。

これらの士族銀行も、設立後2、3年にして性格を変え、やがて士族は株主や役員の地位を失っていった。新発田の士族役員は、明治15年までの間にすべて姿を消し、地主がこれに代わった。士族株主も、増資のたびに著しい

表 1-7 新潟県内国立銀行資本金の推移
(単位 万円)

年 末	当 行	長 岡 第六十九	村 上 第七十一	新発田 第一百十六	高 田 第一百二十九
明治11	30	10	—	—	—
12	30	15	7	5	10
13	30	28	5	5	20
14	35	28	5	15	20
15	35	35	5	15	20
16	35	35	10	15	35

(注) 長岡第六十九国立銀行は『北越銀行小史』による。

凋落を示した。

長岡第六十九国立銀行の場合をみると、同行の実権を握っていた岸の経営手腕は、注目すべきものがあり、同行の株価が額面を20～

30円上回ったのを好機として、市価に近い価格で新株を募集し、4年間に3回増資を行なっている。その結果、総資本の3分の1以上の別段積立金を得ることができた。しかし、創立当初出資額で約74%、人数で98%を占めていた士族株主はしだいに脱落して、15年上期末には、その数が当初に比べ40%も激減し、16年末には、株主708人中、10株以上を所有する士族はわずか5人となり、その持株は185株にすぎなくなった¹⁾。

また、村上第七十一国立銀行の場合は、士族による経営が失敗して13年に減資を行ない、さらに14年には、経営の実権および株の大部分は、地主たちの手に移った。

(注) 1) 今泉省三著『長岡の歴史』第6巻443～461ページ。

3. 条例改正と当行

開業免状の下付と増資 国立銀行条例の改正により、既設の国立銀行も、あらためて開業免状の交付を受けることが必要になった。当行は、明治9年8月28日に営業を継続する旨出願し、9月4日、内認可を受けた。そこで10月1日に臨時株主総会が開かれ、創立証書の作成、定款の改正ならびに役員¹⁾の改選が行なわれた。同時に、10万円増資して資本金を30万円とすることが決定した。開業免状は9年12月19日付で下付された。なお、条例により営業期間は20年と定められていたので、当行の営業満期は、明治29年12月18日と

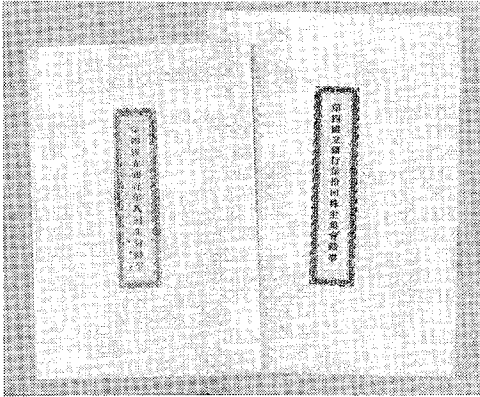
なった。

増資についてみると、当行が政府に提出した増資申請書では、旧士族に当行の株を希望する者が多いことを、増資理由の一つにあげているが、実際に応募した士族は、第2代頭取に就任した八木朋直ほか2人で、株数も合わせて100株にすぎない。大口引受けは、県（名義は、新潟管内会所計算掛の大倉市十郎²⁾）による450株4万5,000円で、そのほかは大地主や商人が少額ずつ応募している。すなわち、県が増資のなかば近くを引受けて、同名義の所有株50株と合わせ500株の筆頭株主となり、次位の市島、白勢（長衛）の持株200株を大きく引離した。県の出資は、「新潟公立学校資本金」を支出したもので、当行が、経営の安定をはかるため、県との関係を緊密化する政策をとり、県もまたこれに応じて、蓄積した県立学校資本金の利殖をはかるため、当行の株式を買入れたものと考えられる。

- (注) 1) 当行の開業免許は、同年中に免許を受けた東京第一、東京第五、横浜第二、東京第三国立銀行に次いで下付され、「第五番」と記されている。
- 2) 明治12年に、株主名義を「新潟学校長」に改めることを大蔵省に稟申したが、実際には「管内共有学資金総代」に書替えられた。
- 3) 楠本県令の財政改革により、民費の余剰金が積立てられ、その資金は、県立の「新潟学校」資本金となった（「序論」参照）。

八木頭取と経営方針の転換 明治9年10月の役員の改選により、八木朋直が当行第2代頭取に就任した。八木は当時、本県の役人で、大属の職位にあったが、当行の懇請と県の配慮により、官途を辞して当行の経営を担当することになったのである。この八木の頭取就任により、当行と県との関係は、いっそう緊密の度を加えていった。

一方、銀行条例の改正により危機を免れた当行は、折からの米価上昇と商品流通の拡大という状況のもとで、堅実経営を保持しつつ、商業金融を拡大させ、経営の近代化をはかるという方針に転換していった。このような方針の転換は、いうまでもなく、新頭取八木朋直によって打ち出されたものであった。



株主集会録事（左は明治10年下期，右は明治11年下期）

八木頭取の新しい方針の特色は、当行をして自己資本金を運用する貸金会社的、前期的な性格から脱却せしめ、預り金を集め、商業金融に重点を置いて、本来の銀行機能を発揮させようとする点にあった。

たとえば明治11年2月の株主総会で増資が協議されたとき、

八木頭取はこれを時期尚早として退け、次のように述べている。

「国立銀行タルモノハ、巨額ノ資本ヲ募リテタダ貸付ヲ主トスル業務ニアラズ、他ヨリ預り金、為替金、及ビ振出手形等幾多ノ仮資本ヲ得テ、巧ミニ之ヲ運転シ、以テ得意先ニ便利ヲ与へ、而シテ銀行モ亦、其間ニ立テ其ノ利益ヲ得ルノ本業タリ……。」

また融資について、八木は、「在村ヨリ地面ヲ抵当トシ借財ヲ為スモノノ如キハ、洪業ヲ起スノ資本ニ供スルモノ鮮ク、身代改革等ノ都合アリテ到底所有ノ地面ヲ売払ハザルヲ得ザルモ、姑息ノ処置ヲ以テ、一時借金ノ抵当ト為スノ類多シ。……結局抵当ノ地面ヲ以テ其借財ヲ処分スルノ外術勿カルベシ」とし、このような抵当を「死抵当」と称した。そして、「死抵当」貸出は弊害が多く、借入人のためにもならないから、「鋭敏ノ商人ニ貸シ自由ニ運用ナラシムル」べきである、と述べている。

八木頭取は、このような方針を具体化するため、不動産担保による延滞貸出の回収を進めるとともに、米商資本の集中機関ともいべき米商会所との連携を強化する政策をとったのである。

延滞貸出の回収についてみると、11年3月の銀行検査官の報告では、貸付金114口のうち、期限を経過したものが87口17万4,100円にのぼっていたが、督促に努めた結果、翌12年3月の株主総会の報告では、裁判中のもの4件を残すのみで、新しい貸付については、「確タル動産ヲ扱テ之ヲ抵当トナセン

表 1-8 質物流込残高推移
(単位 円)

期 末	残 高	期 末	残 高
明治 8. 下	…	14. 上	4,200
9. 上	4,781	下	—
下	4,623	15. 上	—
10. 上	4,623	下	—
下	8,553	16. 上	6,100
11. 上	7,572	下	9,600
下	5,358	17. 上	3,500
12. 上	3,277	下	18,292
下	—	18. 上	14,750
13. 上	—	下	13,076
下	4,200	19. 上	7,998

表 1-9 新潟県の米収穫高
(単位 石, 千円)

年 別	米穀収穫高	新潟米商会所売買出来高	
		石 数	金 額
明治12	1,169,107	3,448,300	…
13	1,397,303	1,818,600	11,539
14	1,524,150	1,990,400	13,256
15	1,659,665	1,872,300	11,805
16	1,782,198	1,174,200	5,592
17	1,456,182	315,400	1,366
18	1,676,518	447,900	2,176
19	1,991,024	649,900	2,892
20	1,941,313	261,700	1,075
21	1,949,952	351,600	1,372
22	1,815,003	2,960,000	15,177
23	2,391,382	4,952,030	32,991

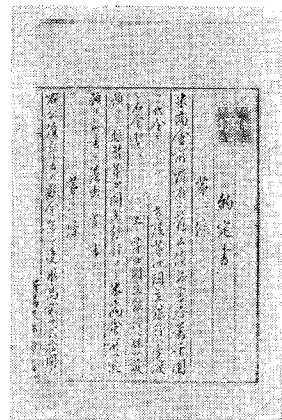
(注) 『新潟県統計書』により作成。

ニ因リ、期限延滞トナルモノ曾テアラザリシナリ」と報告されている。そして、表 1-8 にみるように、10年末8,553円あった質物流れ込みは、12年には皆無となった。

また、米商会所との連携の強化については、八木頭取は、前記の株主総会で次のように述べている。

「就中米商会所ノ如キハ銀行ト最モ密附ノ関係ヲ有シ相俱ニ利益ヲ獲ルノ要具ナリキ、コレ他ナシ、本行貸付金ノ抵当トナスモノハ重モニ米穀ナルガ故ニ、即チ米商会所ノ売買ニ係リテ貸出金ノ運用ヲ助ケ又銀行ヨリ借ル所ノ資本ヲ以テ米商会所ノ売買取引ノ高ヲ増加スルニ由テナリ。」

新潟米商会所（俗に米社）は、その前身である「持寄米売買所」当時から、本間新作をはじめ、当行との人的つながりが密接であった。明治10年2月、同所は、米商会所条例に規定された保証金2万円を当行に保護預けとしたが、これは当行に



米商会所との契約書
(明治12年)

として最初の保護預りであった。さらに11年11月、当行は、新潟米商会所の金銭出納事務を引受けた。

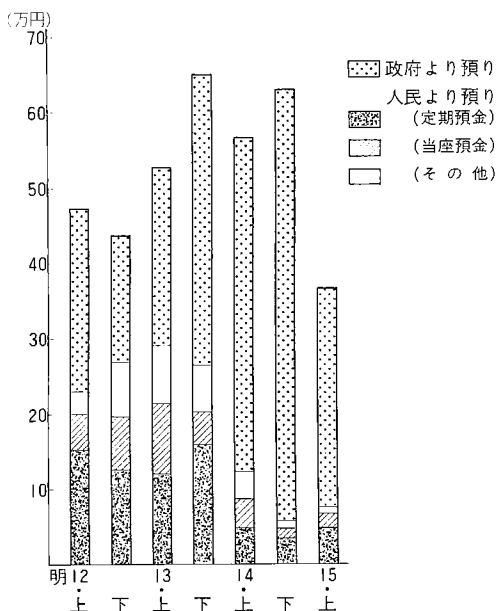
また、同所の米穀取引にかかわる貸付を積極的に行ない、こうして、明治20年代の中ごろまで、米商会所の消長（表 1-9）は、当行の営業に大きな影響を及ぼすことになったのである。

業況の好転 条例の改正と増資により、当行の紙幣発行限度は12万円から24万円となったが、当行は、つねに限度いっぱい紙幣発行を行なった。

人民預金は明治13年まで、定期と当座を主体として増大したが、翌14年には、金融ひっ迫によって市場金利が30%内外にも高騰したため、大幅に減少した。しかし、公金関係の預り金が増大して、人民預金の減少を補うことができた（図 1-2）。

なお、13年上期に、当行の地方税や国税などの取扱いの一部が、新設の国立銀行に譲渡された結果、高田第百三十九国立銀行は頸城3郡を、長岡第六

図 1-2 預金の構成と推移



(注) 13年下期までの人民定期預金には公金定期を含む
(13年下期の公金定期は7万7,753円)。

十九国立銀行は魚沼3郡と刈羽、古志、三島郡を、当行は新潟区および蒲原4郡と岩船および佐渡3郡をそれぞれ担当することになった。11年末に26万円であった当行の公金残高が、12年末には17万円に減少したのは、その影響によるものと考えられる。しかし、当行は、収税委員新潟出張所（14年に租税局新潟出張所）・信濃川改修費・税関・裁判所の出納などを新たに取扱うようになったので、公金業務における優位性を引続き

保持することができた。

発行紙幣や預金の増加、延滞貸出の回収などによって、当行の運用資金は増大していったが、これらの資金は公債の買入れに向けられた。そして、11年、12年には、その残高が急増して、「一般への貸出金」を上回るに至った。このような公債購入方針について、11年下期の考課状は、「奸商等ハ格外ノ低価ヲ以テ買取ヲ謀ルモノ」が多いが、当行は「政府ノ深意ヲ遵奉シ、士族ノ營生ヲ察シ、勉メテ公債ヲ以テ売買ヲ約セルモノ其高殆ド拾万円ナリキ、是レ間接ニ新潟県士族ヲ保護シタルト云ハザル可ラス」と記している。

特殊業務についてみると、11年5月、わが国はじめての起業公債が、第一国立銀行と三井銀行の引受けにより発行されたが、当行は三井銀行の代理店として40万3,900円を募集した。ところが、全体の応募額が大幅に超過したので、当行への割当額も25万9,650円に削減されたため、超過額を各応募者に返却しなければならなくなった。

貸出においては、表1-10および表1-11にみるように、商品担保による商人への貸出が、著しくその比重を高めた。無担保貸出の増加は、米商会所関係の貸付が含まれていることによると思われる。

ところで、前述のような八木頭取の方針にもかかわらず、この時期には荷為替手形、割引手形は皆無にひとしく、貸越の比重も低かった。もっとも、それには理由がないわけではなかった。

当座貸越については、11年、鍵富三作が本店ではじめて貸越契約を結び、

表 1-10 本店貸付金の職業別構成

職業	明治14年上期		明治14年下期	
	口数	残高	口数	残高
士族	11	7.3	15	4.3
官吏	7	0.6	11	0.7
商	51	51.7	63	65.9
農	18	40.0	19	28.0
工	3	0.4	5	1.1
合計	90	100.0	113	100.0

表 1-11 本店貸付金の担保別構成

担保別	明治14年上期		明治14年下期	
	口数	残高	口数	残高
諸公債証券	30	11.0	46	22.8
地所	8	3.2	9	2.3
株式	4	2.5	8	5.5
米穀	7	13.0	9	28.2
その他商品	21	26.4	16	11.1
無担保	20	43.9	25	30.1
合計	90	100.0	113	100.0

その端緒をつくったが、当行は、「授受ノ際 軽便ニ失スルノ危険ナシトシガ
タキ故ニミダリニ拡張スルヲ好マ」(13年下期実際考課状)なかったため、わ
ずか3口程度で推移した。

荷為替手形の貸出構成をみると、明治14年末の国立銀行の全国平均は8.9
%で、製糸業地帯が30~50%と高く、東北米作地帯はいずれも10%台であっ
た。これに対し、同じく米作地帯の新潟は0.2%と¹⁾きわめて少ない。この原
因としては、前述の海運業をめぐる三井・三菱の抗争、なかんずく三菱の地
方の荷主・問屋商人・回漕業者などに対する独占的支配体制を見のがすこと
ができない。

たとえば三菱為替店は、傘下の新潟物産会社に資金援助をして、荷為替貸

(余録)

本店の新築

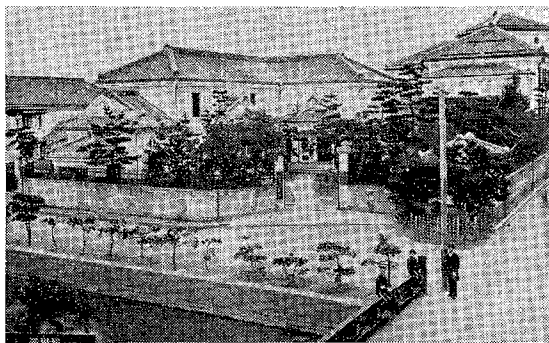
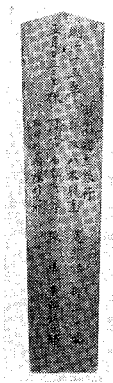
明治13年8月、新潟町で大火があり、県庁をはじめ5,454戸が焼失した。当行の本店店
舗も類焼したが、書類や抵当品は無事であったので、倉庫を本店営業室に充て、翌日から
営業を開始した。

本店新店舗は、15年4月に着工され、11月に完成、翌年6月に竣工式が行なわれた。¹⁾新
築が遅れたのは、大火後の物価騰貴と、東京支店の滞り貸償却に伴う経理上の問題による
ものと思われる。

八木頭取は、竣工式におけるあいさつのなかで、銀行は他人の財貨を預り保護するもの
であるから、建物は最も強固にすべきで、「総て土蔵造りとなし、専ら火を避くるを以て
主とす。……実にこれ本港防火屋の模範というも極言にあらざるを信ず」と述べている。

この建物は、その後たびたびの大火の際にも防火の任を果たし、昭和3年まで本店とし
て使用された。

(注) 1) 本店
新築時の棟梁は
巻町の星野総四
郎で、国の重要
文化財の指定を
受けている旧新
潟県会議事堂建
設の棟梁をつと
めた人である。



再建された本店と棟上札(左)

付を行なわせたほか、14年下期には、三井系の鍵富にも、2万石の米を担保として11万5,000円の大口地為替貸付を行なっているが²⁾、三菱のこのような活動が、当行の荷為替関係業務を著しく制約したことは明らかである³⁾。

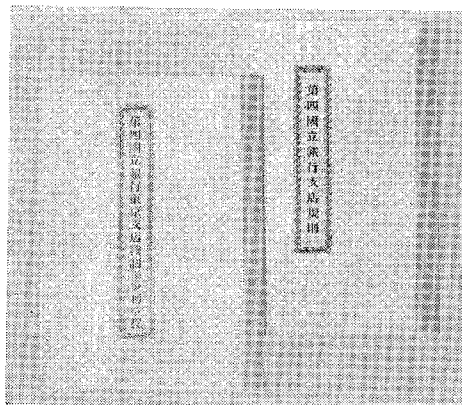
このような制約はあったが、好況を背景とする、運用資金の増大により、当行の業績は著しく好転した。11年末には、県の公金取扱の担保として地主から借受けた地券を、当行保有公債に切替えることができたので、八木頭取は、株主総会で「今ヤ独立ノ銀行トナリ、主顧ノ数モ益々加ハリ……」と述べている。また、翌12年の考課状は、「新潟港内ニ於テ官民金銭出納ニ関スルノ要所ハ悉ク当銀行ニ占メ……」と伝え、収益も好伸したので、13年上期、14年下期には17%の高配当を行なった。

(注) 1) 杉山和雄著『明治金融史研究』(付表) 23ページ。

2) 『三菱倉庫七十五年史』27～28ページ。なお、『日本経済史大系 近代』上第5巻第2章164ページによると、地為替とは、物産を三菱の船舶で輸送することを条件として、資金を融通する方法である。

3) 11年下期考課状によれば、「荷為替ヲ取扱ハサルハ依頼人ナキニアラス全ク海陸運輸不便ノ地ニシテ未タ保険方法ノ確立セサルカ為ナリ」とあり、海上保険制度の未確立のため、荷為替取組みには消極的にならざるを得なかったという事情もあった。

東京支店の運営改善と増資 明治9年11月、当行は東京支店の運営体制の整備をはかって従来の「東京支店規則」を改正し、あわせて「東京支店職制並事務章程」を制定した。その「上款」には本店に稟議すべき事項12条、「下款」には支店の権限に属する事項12条が明記されていた。その後、14年1月の銀行局検査で、東京共立銀行や越中の商人その他に



支店に関する規定集 (明治9年12月)

対する東京支店の貸付が滞り貸金と認定されたため、利益処分案を修正して滞り貸金償却準備1万円を計上した。これを契機に、当行は東京支店の権限を縮小し、独自の活動を制限して、主として為替取扱いに当たらせることにした。同時に、取締役の在勤も廃止された。

なお、同年4月、八木頭取は自ら東京支店の検査を行なった結果、多額の不良貸出があることが判明した。そこで、6期にわたって償却が行なわれ、17年上期に至ってようやくその整理が終了した。

この事件が発生した14年上期の総会で、入札による5万円の時価発行増資が決定された。この増資は、銀行紙幣発行限度を拡大しないことを条件に認可されたものであった。しかし、東京支店の滞り貸発生が株主の疑惑を呼んだので、当行は、増資払込金を1株につき8円減額することにしたが、この入札により3万4,046円のプレミアムを得、そのうち5,000円を滞り貸金償却準備に充てることができた。